

社会福祉法人 広島厚生会 行動計画

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日 までの 3年間

2. 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法（共通）

職員がその能力を発揮できる雇用環境の整備を行う。

目標1：年次有給休暇の取得率を55%以上とする。

<対策>

- 令和3年度～ 管理職に対する啓発、職員への周知
- 令和4年度～ 職員ごとの管理・指導の徹底
- 令和5年度～ 有給取得率55%以上の目標を達成

3. 次世代育成支援対策推進法

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う。

目標2：事業所内保育園（広島八景園保育園）の利用促進と保育内容を向上する。

<対策>

- 令和3年度～ 職員への周知・働きかけにより定員充足率を向上
- 令和4年度～ 利用者・家族に対する満足度調査の実施
- 令和5年度～ 利用率100%、満足度90%以上の目標を達成

4. 女性活躍推進法

女性職員がその能力を発揮し、女性が活躍できる雇用環境の整備を行う。

目標3：管理職に占める女性職員の割合を50%以上とする。

<対策>

- 令和3年度～ 女性管理職候補の教育・育成
- 令和4年度～ 女性管理職の登用を促進
- 令和5年度～ 女性管理職割合50%以上の目標を達成